

資料⑥

特定地域型保育事業の運営基準の概要

特定地域型施設（家庭的保育・小規模型保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）			
項目	国基準の内容	従/参	市基準案
利用定員	<p>○特定地域型保育事業の利用定員は以下のとおりとする。</p> <p>①家庭的保育事業…1～5人 ②小規模保育事業A型、B型…6～19人 ③小規模保育事業C型…6～10人 ④居宅訪問型保育事業…1人</p> <p>○上記定員は、0歳と1～2歳に区分して利用定員を定める。</p>	従	国基準のとおり
利用者への説明・同意	利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定地域型保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。	従	国基準のとおり
応諾義務	利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	従	国基準のとおり
選考	利用定員を上回る申込みがあった場合は、保育の必要な程度、家族等の状況を勘案し、保育の必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考する。	従	国基準のとおり
	自ら適切な保育を提供することが困難な場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。	参	国基準のとおり
あっせんへの協力	特定教育・保育の利用について市が行うあっせん及び要請に対しできる限り協力しなければならない。	従	国基準のとおり
支給認定証の確認、申請の援助	○利用開始に当たって、保護者の提示する支給認定証の確認（利用期間等）を行うものとする。	参	国基準のとおり
	○支給認定を受けていない保護者から利用申込みがあつた場合には、当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。		
小学校等との連携	施設の利用終了に際して、小学校等に円滑に接続できるよう、密接な連携に努めなければならない。	参	国基準のとおり

教育・保育の記録	保育の提供日、内容等を記録しなければならない。	参	国基準のとおり
特定教育・保育施設等との連携	<p>○特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者は除く）は、次の事項の協力をを行う連携施設（認定こども園、幼稚園、保育所）を適切に確保しなければならない。※山間部等を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①集団保育の体験 ②代替保育の提供 ③卒園後の受皿 <p>※ただし、事業所内保育事業所（利用定員が20人以上に限る）は、上記①②の事項に係る連携施設を確保する必要がない。</p> <p>○居宅訪問型保育事業者は、障がい、疾病等で集団保育が著しく困難である乳幼児を保育する場合は、連携する障害児入所支援施設等を適切に確保しなければならない。</p>	従	国基準のとおり
利用者負担額等の徴収	<p>○特定地域型保育事業者は保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとする。</p> <p>○特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる場合、利用者負担額に上乗せして徴収をすることができる。</p> <p>○上記のほか、次の費用を徴収することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①日用品、文房具等の購入 ②行事への参加 ③提供される便宜に要する費用 ④その他、保護者に負担させることが適当なもの 	従	国基準のとおり
保育給付額の通知	法定代理受領により地域型保育給付の支給を受けた場合は、保護者に対し当該保護者に係る地域型保育給付の額を通知しなければならない。	参	国基準のとおり
取扱方針	保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、乳幼児の心身の状況等に応じて、保育の提供を行わなければならない。	従	国基準のとおり

評価	○提供する特定地域型保育の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。 ○定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	参	国基準のとおり
不正行為通知	保護者が偽りその他の不正な行為によって施設型給付の支給を受けた（受けようとした）場合は、意見を付してその旨を市に報告しなければならない。	参	国基準のとおり
運営規定	次の事項について、事業の運営についての重要事項を定める運営規程を策定しなければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する特定地域型保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定地域型保育の提供を行う日、行わない日 ⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥利用定員 ⑦利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項	参	国基準のとおり
勤務体制の確保	○職員の勤務体制を定めておかなければならぬ。 ○職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。	参	国基準のとおり
利用定員の遵守	利用定員を超えて特定地域型保育を提供してはならない。ただし、年度中の需要増大への対応その他やむを得ない事情がある場合は、その限りではない。	参	国基準のとおり
掲示	運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項を掲示しなければならない。	参	国基準のとおり
秘密保持	○職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ○職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。	従	国基準のとおり

情報提供	利用しようとするものが適切に施設を選択できるよう、提供する特定教育・保育の内容に関する情報提供に努めなければならない。	参	国基準のとおり
利益供与等の禁止	小学校就学前子ども又はその家族を紹介する又は受けることの対償として、金品その他の財産上の利益を收受又は供与してはならない。	参	国基準のとおり
苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> ○苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じなければならない。 ○苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ○市が行う報告、市の職員からの質問、苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。 	参	国基準のとおり
事故発生の防止及び事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○事故の発生（再発）を防止するための措置を講じなければならない。 ○事故発生時は速やかに保護者等に連絡し、必要な措置を講じ、記録しなければならない。 ○賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。 	従	国基準のとおり
特別利用地域型保育の基準	1号認定子どもに特別利用地域型保育(※)を提供する場合は、市が条例で定める地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。(※)特定地域型保育において1号認定子どもに対して提供される保育	従	国基準のとおり
特別利用地域型保育の基準	2号認定子どもに特別利用地域型教育(※)を提供する場合は、市が条例で定める地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。(※)特定地域型保育において2号認定子どもに対して提供される教育	従	国基準のとおり

市独自基準	一般原則として暴力団排除の条項を追加 （「加東市における暴力団排除の推進に関する条例」の推進）
--------------	--